

委員会提出議案第 1 号

加西市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

別紙、「加西市議会委員会条例の一部を改正する条例」を議決されたく、加西市議会
会議規則第 1 4 条第 2 項の規定により提出します。

平成 2 7 年 2 月 2 7 日提出

加西市議会議長 森元清蔵 様

提出者 議会運営委員長 森田 博美

加西市議会委員会条例の一部を改正する条例

加西市議会委員会条例（昭和 42 年加西市条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 18 条中「、教育委員会の委員長」を「、教育委員会の教育長」に、「法令又は条例に基づく」を「法律に基づく」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 76 号）附則第 2 条第 1 項の場合においては、この条例による改正後の加西市議会委員会条例第 18 条の規定は適用せず、この条例による改正前の加西市議会委員会条例第 18 条の規定は、なおその効力を有する。